· 身 十 三

内閣衆質二〇三第七三号

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員山井和則君提出Go T o トラベル事業と新型コロナウイルス感染拡大の因果関係等に関す

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出Go T o トラベル事業と新型コロナウイルス感染拡大の因果関係等に

# 関する質問に対する答弁書

#### について

業及び県を越えての人の移動についての分科会から政府 都道府県知事 要がある」とされている。 にあるかについては各都道府県が判断する必要があり、 リスクを総合的に考慮して、 ル事業を実施したとしても、 有識者会議新型コ り方について、 お 尋ね  $\mathcal{O}$  $\overline{G}$ の意見も踏まえ、 О 早急に検討して頂きたい」とされている。 ロナウイルス感染症対策分科会 T o また、 トラベル事業」については、令和二年九月十一日の新型インフルエンザ等対策 当該都道府県を除外することも検討して頂きたい」及び ある都道府県がステージ 部区域 同年十一月二十日の分科会の提言において の除外を含め、 (以下「分科会」という。) の「GO Ш それを踏まえて政府が当該都道府県と調整する必 国として G 相当と判断された場合には、 への提言」 政府としては、 において「全国的にGO O Т O これらを踏まえ、 「感染拡大地域に Т r a 当該事業に係る感染 「いずれのステージ V е TOトラベル 1 事 当該 お TOトラベ 業  $\mathcal{O}$ 1 運 ては、 事 業に 用  $\mathcal{O}$ 

あ

ついては、

感染拡大防止に向けた取組を徹底し、

都道府県知事とも連携の上、

状況に応じた適切な運用を

行っているところであり、「Go T o トラベル事業を行うことは、感染を拡大させ、長引かせ、 かえ

って結果的に、経済にマイナスになるリスクがあるのではないですか」との御指摘は当たらない。

### 二について

お尋ね  $\mathcal{O}$ G o T o トラベル事業」については、令和二年十一月二十日の分科会の提言において

G O Т o Т r a V e 1事業が感染拡大の主要な要因であるとのエビデンスは現在のところ存在しな

い」とされている。 また、これまで、 保健所から、 当該事業の利用者に起因して新型コロナウイルス感染

症の感染が拡大したとの報告は受けていない。

## 三について

お尋ねについては、 感染予防対策を適切に講じているか否か、 家庭内における感染者の有無、 旅行先の

地域における感染状況等の個々の状況に応じて異なるため、一概にお答えすることは困難である。

#### 四について

お 尋ねについては、 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 (令和二年三月二十八日新型

コ 口 ナウイルス感染症対策本部決定、令和二年五月二十五日変更)において、 「緊急事態宣言解除後の都

事 道府県において地域の感染状況等に応じて判断されることになると考えており、 と連携して、 道府県における取組等」として、 お尋ねの ,業による旅行」 G 外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと」とされており、 o Т が外出の自粛の要請の対象となるかどうかについて、一概にお答えすることは困難であ О トラベル事業による旅行」を含めた外出の自粛の要請の在り方については、 「感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、 G O Т o トラベル 各都 玉

五について

る。

業 果関係がないこと」の具体的に意味するところが明らかではない 人である。このうち、 でに受けた当該報告によれば、 合等には、 御指 0 実施に当たっては、 摘  $\mathcal{O}$ 当該事業 「旅行終了から数日経過した後に陽性が判明したケース」 の参加 当該事業を利用した宿泊中に当該感染症の感染が確認された者以外の者は百八十七 当該事業の利用者について、 事業者はその旨を観光庁に報告することとしている。 当該事業 の利用者であって当該感染症の感染が確認された者は二百四十六 新型コ 口 が、 ナウ 及び イルス感染症 お 尋 ね G 0 ¬ О 令和 Т の感染が O О Τ 二年十二月四 トラベルとの因 O 確認され ラベ た場 ル 日ま 事

人である。

六について

お尋ねの「Go T o トラベル事業」の一時停止の措置に伴い発生する旅行・宿泊予約のキャンセル

については、当該キャンセルが発生した当該事業への参加事業者に対し、一定の条件の下で、旅行・宿泊

料金の三十五パーセントに相当する額を支払うこととしているところである。